

社会保障法判例

岡 村 世里奈

公立保育所の廃止・民営化について、地方公共団体には公の施設の設置・管理・廃止につき広範な裁量権があり、保育所廃止には裁量権の逸脱・濫用がないとして、廃止処分の取消請求を棄却した事例（高石市東羽衣保育所事件第一審判決）

大阪地方裁判所平成16年5月12日判決（平成13年（行ウ）第79号
高石市立東羽衣保育所廃止処分取消等請求事件）『賃金と社会保障』
1385・86号 103頁

I 事案の概要

1 Y（高石市、被告）は、平成13年5月25日、高石市行財政改革実施計画の一環として、市立保育所6園のうち高石市立東羽衣保育所（以下「本件保育所」という。）を民営化する方針を決定した。そして同年6月15日、本件保育所の廃止を内容とする「高石市立保育所設置条例の一部を改正する条例」（平成13年高石市条例第10号、以下「本件改正条例」という。）を制定した。その結果、平成14年4月1日、本件保育所は廃止され、同日、本件保育所の移管を受けた南海福祉事業会を経営主体とする東羽衣保育園が開設された。

2 X₁（原告）は、高石市に居住する者であり、Aの親権者である。X₁は、高石市福祉事務所長から、平成11年3月25日、Aについて、実施期間を同年4月1日から平成17年3月31日までとする本件保育所への入所決定を受け、Aは本件保育所において保育を受けていた。X₂（原告）は、同じく

高石市に居住する者であり、B、Cの親権者である。X₂は、高石市福祉事務所長から、Bについては平成12年3月27日、実施期間を同年4月1日から平成17年3月31日までとして、Cについては平成13年3月23日、実施期間を同年4月1日から平成19年3月31日までとして、それぞれ本件保育所への入所の決定を受け、B及びCは本件保育所において保育を受けていた。

3 X₁及びX₂は、Yが、本件改正条例により高石市保育所設置条例（昭和62年高石市条例第5号。以下「本件条例」という。）の一部を改正して本件保育所を廃止したため、本件各児童を本件保育所に入所させ、本件保育所において保育を受けてきた原告らの権利が侵害されたとして、①主位的請求として、本件改正条例の制定による本件保育所の廃止処分（以下「本件廃止処分」という。）の取消しを求め、②予備的請求として、a) 本件改正条例の無効確認のほか、b) 本件改正条例に基づく準備行為及び本件保育所における保育の実施の解除の禁止（予防的不作為訴訟）、c) 本件保育所における

る保育の実施（義務付け訴訟）等を求めて提訴した。

4 大阪地方裁判所は、平成16年5月12日、以下のとおり判示（II判旨）して、X₁らの主位的請求については棄却し、予備的請求については却下した。X₁らは、これを不服として、平成16年5月25日、大阪高等裁判所に控訴したが、平成18年1月20日、同裁判所は、原審同様、主位的請求については棄却し、予備的請求については却下した¹⁾。

II 判 旨

1 本件廃止処分の取消請求（主位的請求）の適法性について

(1) 「条例の制定は、通常は、一般的、抽象的な規範を定立する立法作用の性質を有するものであり、原則として、個人の具体的権利義務に直接の効果を及ぼすものではないから、抗告訴訟の対象となる処分には当たらないものと解される。しかしながら、他に行政手の具体的処分を経ることなく、当該条例自体によって、その適用を受ける特定の個人の具体的な権利義務に直接影響を及ぼすような例外的な場合には、当該条例の制定行為自体をもって行政処分とみる余地が存するものと解するのが相当である。」

(2) 「保育に欠ける児童に対する保育について規定する児童福祉法二四条は、平成九年改正前の市町村の措置による入所の仕組みから、同改正により、保育所に関する情報の提供に基づき保護者が保育所を選択し、市町村と保護者との間で、保護者が選択した保育所における保育を実施することを内容とする利用契約（公法上の契約）を締結する仕組みに変更されたものと解される。」「保護者による保育所の選択権を認めた同改正の趣旨にかんがみれば、上記利用契約の内容とされた保護者が選択した保育所で保育を受ける権利は、同利用契約の存続期間中保護されるべきものと解されるから、上記保護者は、同利用契約の存続期間中、当該保育所が存続しているにもかかわらず、その意に反して他の保育所への転園を強要されることな

く、当該保育所において保育を受ける権利を有するものと解するのが相当である。」

(3) 「公の施設である本件保育所を廃止するか否かは、（略）、被告ないし被告の長（高石市長）の広範な裁量に委ねられた事項というべきであって、その裁量権の行使に逸脱ないし濫用が存した場合に初めて本件保育所の廃止が違法となるものと解される。（略）してみれば（略）、保育に欠ける児童の保護者と市町村との間で締結された、保護者の選択した保育所において保育を実施することを内容とする利用契約は、あくまでも当該保育所が存続することを前提とするものであり、市町村がその有する広範な裁量により当該保育所を廃止することがあり得ることは、当該保育所の公の施設としての性格からくる制約として当該利用契約において前提とされているものと解するのが相当である。」

(4) 「原告らは、被告による本件保育所の廃止は、児童福祉法三三条の四にいう保育の実施の解除に当たる旨主張する」が、児童福祉法の規定は、「保護者が選択した特定の保育所において保育を実施することをもって「保育の実施」とするものではなく、「保育所における保育を行うこと」をもって、「保育の実施」と定義付けているのであり、同法三三条の四にいう保育の実施の解除も、市町村が保育所における保育を行うことを解除する場合をいうものと解するのが相当である。」

(5) 「本件条例中、本件保育所の項を削るとした本件改正条例の内容（略）に照らせば、本件改正条例の内容は、他に行政手の具体的処分を経ることなく、当該条例自体によって、その適用を受ける特定の個人の具体的な権利義務に直接影響を及ぼすような例外的な場合に当たり、本件改正条例の制定行為自体をもって行政処分に当たるものと解するのが相当である。（略）したがって、本件改正条例の制定をもって行政処分（本件廃止処分）に当たるとして、その取消しを求める原告らの主位的請求は、抗告訴訟として適法なものと解される。」

2 本件改正条例の制定の適法性について

(1) 「本件保育所の廃止が公の施設の廃止に当た

り、被告(ないし被告の長)の広範な裁量に委ねられた事項というべきであって、その裁量権の行使に逸脱ないし濫用が存するものと認められる場合に初めて本件保育所の廃止が違法となるものと解されることは、一記載のとおりである。」

(2)「以上検討した結果によれば、財政状況が悪化している被告が、財政効果の観点及び民営化による待機児童の解消や延長保育の実施といった保育サービスの拡充の観点から、本件保育所を廃止、民営化したことをもって、裁量権の逸脱ないし濫用に当たると認めるることはできない。」

III 解 説

理由の一部に反対であるが、本件保育所廃止処分が適法であるとした結論自体には賛成である。

1 はじめに

近年、地方公共団体では、行財政改革の一環として、公立保育所の民営化が急速に進められている²⁾。しかし、公立保育所の民営化に対しては保護者をはじめとする関係者の一部から、公立保育所の民営化は保育における国や地方公共団体の公的責任を後退させるのではないか、保育サービスの質の低下をもたらすのではないかといった不安の声が根強く、一部の地域では、公立保育所の民営化方針が打ち出されたものの、保護者や地域住民の理解が得られず計画を撤回したり、保護者が公立保育所の廃止・民営化の中止を求めて裁判を起こしたりするケースが相次いでいる³⁾。

本判決は、こうした状況の下、保育所利用契約期間中における公立保育所の廃止・民営化について、市町村に保育所の廃止に関する広範な裁量権を認め、財政難を理由とする公立保育所の廃止・民営化はその裁量権の逸脱ないし濫用に当たらないとの判断を示したものである。これまで公立保育所の廃止について取消訴訟の本案判決が出されたことはほとんどなく、公立保育所の廃止について市町村の広範な裁量権が認められたのは本判決がおそらく最初であると思われる。その意味で、本判決が現在全国で進められている公立保育所の民営

化に与える影響は少なくないものと考えられる。

本件訴訟の主な争点は以下のとおりである。2以下でこの順に検討する。

(1) 本件改正条例の制定が抗告訴訟の対象となる行政処分に該当するか否か。

(2) X₁らに児童福祉法24条に基づく保育所選択権が認められるか否か。

(3) 本件改正条例の制定は適法なものか否か。

2 本件改正条例の処分性

公立保育所のような公の施設の廃止は市町村議会が定める条例によって行わなければならない(地自法244Ⅱ②)。そのため、本件保育所の廃止もそれを内容とする本件改正条例の制定によって行われている。そこでX₁らは、本件改正条例の制定自体がX₁らの保育を受ける権利を侵害する行政処分に該当すると主張して、本件改正条例の取消しを求めて本件訴訟を提起した。しかし、条例は一般的・抽象的規範を定立する立法行為であることから、これをもって抗告訴訟の対象となる「行政処分」と解することができるかどうかが問題となる。この点、本判決は、Ⅱ判旨の1に引用した理由により、本件改正条例の制定は抗告訴訟の対象となる「行政処分」に当たると判示した。

条例の行政処分性について、学説の中には、条例は立法機関たる地方議会固有の立法行為であり、このような行為について行政処分性を認めることはできないし、もし仮りに行政庁の処分と同じように直接国民の権利義務に変動を生ずるような条例があるとすれば、その場合の救済は条例の前提問題として、条例の効力を争う形で行われるべきであるとするものもある[杉本1963, p.9]。しかし、多くの学説は、一般的・抽象的規範を定立する立法行為であっても、他に行政庁の個別具体的の処分を要せず、それ自体によって特定の個人の具体的な権利義務や法的地位に直接影響を及ぼす条例については、条例自体の行政処分性が認められるとしている[田中1971, p.326, 越山1987, p.44]。筆者も、国民の権利救済の途はできる限り認めるべきであり、多数説が妥当であると考える。特に本件のように保育所の廃止により具体的な権利の侵

害がなされるおそれがある場合には、条例自体の行政处分性を認めるべきであると考える。

ちなみに、判例においても行政处分的性格を有する条例については抗告訴訟の対象になるとしている（大阪高決昭和 41・8・5 行集 17 卷 7・8 号 893 頁、東京高判平成 14・10・22 判時 1806 号 3 頁）。ただし、実際に、行政处分的性格を有する条例であるとしてその行政处分性が認められた裁判例はほとんどない。例えば、小学校の廃止を定める条例の行政处分性が争われた永田町小学校廃止取消訴訟最高裁判決においても、小学校の廃止を定める条例は一般的規範にはかならず、保護者等には特定された小学校での教育を受けさせる権利ないし法的利害は認められないとしてその行政处分性が否定されている（最判平成 14・4・5 判自 229 号 52 頁）。したがって、その意味では、本判決が条例の行政处分性を認めたことは判例上重要な意義を有するものと思われる。

3 児童福祉法 24 条の「保育所選択権」と「選択した保育所で保育を受ける権利」

本件改正条例制定の違法性を主張するに当たり、X₁ らは、本件改正条例は平成 9 年改正後の児童福祉法 24 条により、X₁ らに保障されている保育所選択権ならびに選択した特定の保育所で保育を受ける権利（意に反して転園させられない権利）を違法に侵害するものであると主張した。これに対して、Y は、平成 9 年改正後の児童福祉法 24 条はこれらの権利を X₁ らに付与したものではないと反論した。そこで、平成 9 年改正後の児童福祉法 24 条において、X₁ らにこれらの権利が認められるか否かが問題となる。この問題については、以下のとおり、「保育所選択権」と「選択した保育所で保育を受ける権利（意に反して転園させられない権利）」に分けて考える。

（1）「保育所選択権」

まず、保護者の保育所選択権についてであるが、平成 9 年改正前の児童福祉法 24 条では、保護者の保育所選択権に関する規定は特段置かれていたなかった。そのため、児童をいずれの保育所に入所させるかは市町村の裁量に属する事項であるとさ

れていた（福岡地小倉支判昭和 55・7・8 判時 1005 号 150 頁、東京地決昭和 56・1・20 行集 32 卷 1 号 15 頁）。しかし、平成 9 年の児童福祉法改正では、保護者の保育所選択権を保障する観点から、保護者は入所申込書に「入所を希望する保育所を記載すること」が定められ（児童福祉法 24 条 2 項）、保護者に保育所選択を認めることが法律上明確にされた。

これを踏まえ、本判決では、判旨Ⅱの 1 (2) のとおり、平成 9 年の児童福祉法改正の趣旨ならびに改正後の条文から、X₁ らの「保育所選択権」を認める判断を示している。裁判所が保護者の保育所選択権を認めるのはおそらく本判決が初めてであると思われるが、平成 9 年の児童福祉法改正の趣旨ならびに児童福祉法 24 条 2 項の規定に鑑みれば妥当な判断であったといえよう。

（2）「選択した保育所で保育を受ける権利（意に反して転園させられない権利）」

次に、「選択した保育所で保育を受ける権利」についてであるが、従来の裁判例では、要保護児童を同一の保育所で保育するかどうかは市町村の裁量に委ねられる事項であり、保育児童の法的権利として認めることはできないとされていた（仙台地判昭和 63・9・29 判自 56 号 42 頁）。そのため平成 9 年の児童福祉法改正を経て裁判所がこの点についてどのような判断を示すかが注目されたが、本判決は、判旨Ⅱの 1 (2) のとおり、児童福祉法 24 条に基づく保育所入所関係を契約関係と捉え、保護者の保育所選択権から、その利用契約期間中における X₁ らの「選択した保育所で保育を受ける権利」を導き出している。

思うに、保育所選択というの、選択した保育所で一定期間継続的な保育が実施されることを前提として行われるものである。そのため、特定の保育所を選択してその保育所における保育が開始されたにも関わらず、市町村長が入所後にいつでも自由に転園や退園を求めるができるようであれば、保護者に対してわざわざ保育所選択権を保障したことが事実上無意味なものとなってしまう。「保育所選択権」は「選択した保育所で保育を受ける権利」を包含する権利として捉えるべきで

あろう。したがって、本判決が、保護者の保育所選択権に基づいて、保護者の「選択した保育所で保育を受ける権利」を認めたのは妥当な判断と考える。

その一方で、本判決が、児童福祉法24条に基づく保育所入所に係る市町村と保護者の法的関係を契約関係と捉えた点については疑問が残る。周知のとおり、平成9年の児童福祉法改正後の同法24条の保育所入所決定行為の法的性質をめぐっては行政解釈、判例・学説の見解は分かれている。行政解釈は、平成9年の児童福祉法改正により、同法24条が定める保育所入所決定行為は、「措置による入所方式から、保護者が……入所を希望する保育所を選択して、申し込みに基づき市町村と保護者が利用契約を締結する仕組み」に変更されたと解している〔児童福祉法規研究会1999, p.167〕。通説は一般にこの行政解釈に批判的である〔田村1998, p.142, 堀1997, p.179〕が、近年、行政処分と契約とは必ずしも相反する関係に立つものではないとして、児童福祉法24条に基づく保育所入所決定行為は行政処分であっても契約性は必ずしも否定されないとする説（併存説）も主張されている〔菊池2000, p.10, 前田1997, p.27〕。判例においても、山崎訴訟第一審判決（東京地八王子支判平成10・12・7判自188号73頁）では、「保育所の入所措置が行政処分であることは、……幼児保育委託関係またはこれに準じる法律関係であることを否定する根拠にはならない」と判示して、児童福祉法24条に基づく保育所入所決定行為は行政処分としつつも契約的要素を認める判断が示されている。

このように、児童福祉法24条に基づく保育所入所決定の法的性質をめぐっては現在様々な見解が示されている。しかし、行政庁の一方的行為（行政処分）と解される「措置」という文言を用いないこととし、保育所の選択権を認めた平成9年改正後の児童福祉法24条の下でも、市町村長による保育所入所拒否に対しては行政不服審査・行政訴訟の対象になるとされている⁴⁾。また、同法56条3項において市町村長の保育料の費用徴収規定が設けられており、同条6項でその未納付については地方税の滞納処分の例により処分できるとされてい

る。こうしたことからすれば、平成9年改正後の児童福祉法24条に基づく保育所入所決定は行政処分と捉えるべきである。また、前記の併存説については、「単独行為・一方的行為である行政行為と双方行為である契約とが併存する」というのも論理的には理解しにくい〔堀2001, p.130〕⁵⁾ことは否めない。結局、本判決については、「保育所入所選択権」に基づいて「選択した保育所で保育を受ける権利」を導き出した点については評価できるものの、児童福祉法24条の法的性質を契約関係と捉えたところには問題があると思われる。

なお、本判決の後に下された横浜市立四保育所廃止事件に関する横浜地裁判決では、「保育所入所後の利用関係を直ちに契約関係といい得るかは疑問である」とした上で、保護者の「保育所入所選択権」に基づいて、保護者ならびに保育児童に対する具体的な保育の実施期間を前提とした「選択した保育所で保育を受ける権利」が認められている。

4 保育所の廃止と利用者の権利

X₁らは、児童福祉法24条に基づき保護者には意に反して転園させられない権利が保障されている以上、保育所の廃止は条例で自由に決められるというのではなく、それによる影響は最小限にとどめるべきであって、そのような配慮を欠いた本件保育所の廃止は違法であると主張した。これに對して、Y₁は、保育所の廃止は条例によって行われると定められていることから、その判断は市議会の裁量に委ねられており、裁量権の範囲を逸脱する著しく不合理なものであるとされない限り、当該条例が違法とされることないと主張した。そこで、本件改正条例の制定が適法なものか否かが問題となる。

一般に、公の施設の廃止と利用者の権利との関係については、その入所者・利用者の権利と関係づけて考察しなければならないとされている〔原田2005, p.189〕。そこで本判決も、廃止と利用者の権利との関係について検討を行い、保護者の「保育所選択権」ならびに「特定の保育所で保育を受ける権利」を認めながらも、次の4つの理由から、

本件保育所の廃止は適法であるとの結論を導き出している。すなわち、①児童福祉法自体が市町村による児童福祉施設の廃止の手続を定めており、廃止時点において入所者がある場合を想定していること(法35条6項、同法施行規則38条1項2号)、②本件保育所のような公の施設の設置・管理及び廃止は地方公共団体の長の担任事務の一つとされており(地自法149条7項)、地方公共団体ないしその長の広範な裁量が認められていること、③本件保育所の廃止は、財政状況が悪化したYが、財政効果の観点及び民営化による待機児童の解消や延長保育の実施といったサービス拡充の観点から行われたものであること、④児童福祉法33条の4にいう「保育の実施の解除」とは、保護者が選択した特定の保育所における保育を解除することを意味するのではなく、市町村長が保育所における保育を解除することを意味するため、Yには、同規定に基づく本件保育所保護者への事前の説明や保護者からの意見聴取義務は認められないこと、である。

本判決に対しては、保育所を利用中の者の権利を侵害する考え方であるとして批判する学説もみられる[田村2005,p.80]。しかし、上記①から③の理由に鑑みれば、本件保育所を利用中の保護者に対して「意に反して転園させられない権利」が認められるとしても、それをもって本件保育所を廃止し民営化したことが直ちに被告の裁量権の逸脱ないし濫用に当たり違法であるとまではいえないと思われる。もっとも、「意に反して転園させられない権利」がある以上、その権利を制限するには相当の合理性を有するとともに適正手続を経ることが求められる。そこで問題となるのが、上記理由④の本判決が本件保育所の廃止を児童福祉法33条の4にいう「保育の実施の解除」に当たらないと解した点である。すなわち、本判決は、同規定における「保育の実施の解除」とは、市町村が保育所における保育を解除することを意味し、転園や保育所の民営化に伴う民営化後の保育所における保育等は含まれないと解している。しかし、保護者の保育所選択権ならびに意に反して転園させられない権利が認められる以上、「保育の実施の解

除」とは「保護者が選択した特定の保育所における保育」と解すべきであり、本件保育所の廃止が児童福祉法33条の4にいう「保育の実施の解除」に当たらないとした解釈には無理があるように思われる。本件の場合であれば、本件保育所の廃止は児童福祉法33条の4にいう「保育の実施の解除」に当たるとしたうえで、Yが保育所を廃止することがやむを得ない理由に基づくものであることの立証に加え、Yが本件保育所保護者への事前の説明や保護者からの意見聴取義務を果たしたかどうか詳細に審査を行う必要があったと思われる。

以上を踏まえて、あらためて、本件保育所の廃止が「意に反して転園させられない権利」を制限するほどの合理的な理由が存在し、かつ、適正手続を経たものか検討してみると、本件保育所の廃止は、財政状況が悪化したYが、財政効果の観点及び民営化による待機児童の解消や延長保育の実施といったサービス拡充の観点から行ったものであり相当の合理性を認めることができる。また、本件保育所の廃止が児童福祉法33条の4の「保育の実施の解除」に当たると解釈したとしても、それは上記の理由に基づくものであり、かつ、Yは本件保育所を廃止し民営化するにあたり、事前説明会や保護者会役員との懇談会を繰り返し行い、保育所廃止と民営化の必要性を説明し保護者の理解と納得が得られるよう努めたことが認められる。したがって、本判決については、児童福祉法33条の4の「保育の実施の解除」の解釈については問題があるものの、結論自体は妥当なものと思われる。

注

- 1) 本事件の控訴審判決は、判例集未搭載。ただし、控訴審判決に関する簡単な情報については、「東羽衣保育所裁判ホームページ」(<http://higahago.hp.infoseek.co.jp/>)から入手することができる。
- 2) 厚生労働省発表資料「保育所の状況(平成17年4月1日)について」によれば、平成17年4月1日時点における全国の保育所の数は22,570カ所であった。その内訳は、公立保育所が12,090カ所で前年に比べて266カ所減少している。一方、私立保育所は10,480カ所で前年に比べて346カ所増加している。

- 3) 本件以外にも保育所の廃止・民営化が争われた裁判例としては、①大東市立上三箇保育所廃止事件に関する裁判(保育所廃止処分の執行停止を申し立てた大阪地決平成15年3月26日(判例集未登載)とその抗告審である大阪高決平成15年3月28日(判例集未登載)、保育所廃止処分の取消しを求めた大阪地判平成17年1月18日(判例集未登載、最高裁HP閲覧可)とその控訴審である大阪高判平成18年4月20日(『保育情報』355号(2006年)5頁))のほか、②横浜市立四保育所廃止事件に関する裁判(保育所廃止処分の執行停止を申し立てた横浜地決平成16年3月22日(判例集未登載)とその抗告審である東京高決平成16年3月30日判タ1162号150頁、保育所廃止処分の取消しならびに国家賠償請求を求めた横浜地判平成18年5月22日(判例集未登載、最高裁HP閲覧可))、③枚方市立宇山保育所廃止事件に関する裁判(保育所廃止処分の執行停止を申し立てた大阪地決平成16年3月22日(判例集未登載)とその抗告審である大阪高決平成16年3月31日(判例集未登載)、保育所廃止処分の取消しを求めた大阪地判平成17年10月27日判決(判例集未登載))等がある。
- 4) 児童福祉法規研究会(1999, p. 177)は、「保育所の入所の申し込みに関しては、従来と同様、行政不服審査法(昭和三七年法律第一六〇号)の規定による不服申し立ての対象となる。」と述べている。
- 5) ただし、堀は、基本的にこうした見解に立ちつつ、保険医療機関の指定の法的性質をめぐる判例(指定を契約であるとする一方、指定拒否を行政行為であるとする判決)も紹介し、併存説が法的

に成立しうるかは今後研究が深められるべき課題であるとも述べている。

参考文献

- 菊池馨実 2000 「『措置から契約へ』が意味するもの—法学的アプローチから」『月刊福祉』83巻13号、10-13頁。
- 厚生省児童家庭局保育課長発言 1997 『保育情報』243号、22頁。
- 越山安久 1983 「抗告訴訟の対象」鈴木忠一・三ヶ月監修『新実務民事訴訟講座9』、日本評論社、27-52頁。
- 児童福祉法規研究会 1999 『最新児童福祉法・母子及び寡婦福祉法・母子保健法の解説』、時事通信社。
- 杉本良吉 1963 『行政事件訴訟法の解説』、法曹会。
- 田中二郎 1971 『新版行政法上巻 全訂第二版』、弘文堂。
- 田村和之 1998 「第2章 福祉の措置及び保障 §24」佐藤進・桑原洋子監修、桑原洋子・田村和之編『実務注釈児童福祉法』、信山社、138-145頁。
- 田村和之 2005 「判例研究高石市東羽衣保育所廃止事件」『季刊教育法』146号、76-81頁。
- 原田尚彦 2005 『新版地方自治の法としくみ改訂版』、学陽書房。
- 堀勝洋 1997 『現代社会保障・社会福祉の基本問題』、ミネルヴァ書房。
- 堀勝洋 2001 「社会保障の給付」日本社会保障法学会編『講座社会保障法第1巻 21世紀の社会保障』、法律文化社、114-140頁。
- 前田雅子 1996 「生存権の実現にかかる行政裁量の統制」『社会問題研究』46巻2号、1-42頁。
(おかむら・せりな 国際医療福祉大学専任講師)